

# いわゆる「印紙条例一揆」について(下)

——社会運動としてのアメリカ革命を主要な観点として——

今 津 晃

## 目 次

- 一、社会運動としてのアメリカ革命  
——問題提起に代えて——
- 二、印紙条例一揆をめぐる諸事情(以上前号)
- 三、「サンズ・オヴ・リバティ」とその構成(以下本号)
- 四、抵抗陣営の二分化  
——二つのサンズ・オヴ・リバティ——
- 五、むすび  
——印紙条例一揆と一七七〇年の事件——

## 三

前号で見たような民衆暴動の推進力がサンズ・オヴ・リバティという結社である。その名称の起源は常識問題に属するため紹介を略すとして、それはまず東部コネティカット

ト(印紙条例通過の知らせを最初にうけた地方)で形をととのえ、ニュー・ロンドンの不平分子を糾合してたちまち西部丘陵地帯に進出し、近隣のロード・アイランドおよびマサチューセッツ反抗分子と提携して北はニュー・ハンプシャーにおよんだ。次いで一七六五年八月——九月以降はニューヨーク市やオルバニに達し、さらに南下してニュー・ジャージー、ペンシルヴェニア、メリーランドなどの諸都市、なお南に伸びてカロライナのケープ・フィア地区やチャールストンに浸透した。<sup>(1)</sup>つまりサンズ・オヴ・リバティはジョージアを除く十二種民地全体につくられたわけである。シュレシンガー教授によれば、相互的連関をもと

いわゆる「印紙条例一揆」について(下)(今津)

五〇

める同組織の主要な拠点は次のようであつたといわれる。

ニューヨーク市を最大の牙城としてオルバニイその他のニューヨーク諸市、フィラデルフィア、ボストン、プロヴィデンス、ボーツマス各都市、コネティカットおよびニュー・ジャーシー内諸都市、ボルティモア、アナポリスなどである。しかも印紙条例一揆の場合、サンズ・オヴ・リバティは各地に孤立して存在したのでなく、或る程度インターコロニアルな性格をもち、且つその紐帯を強化することに努めた。たとえば六六年二月ニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティは隣接諸植民地の《リバティ・ボーイズ》と通信委員会を結成したほか、自領内のあらゆる郡、ジョージアを除くすべての植民地に書簡をおくつて、一大抵抗団体の実現を期している。またすでに六五年十月三十一日の会合で、その五人の指導者が植民地間通信委員会の委員にえらばれている。この意味でサンズ・オヴ・リバティは後の最も強力な革命機関《通信委員会》や《大陸会議》への道を拓くものとして注目される。印紙条例撤廃の報に接して結局は沙汰止みとなつたが、六六年四月、現にそれはニューヨーク

市を中心とする《大陸会議》(Congress of the Sons of Liberty)開催の準備をすすめていたのである。なおサンズ・オヴ・リバティがどの程度の構成員をもつたかについては目下のところ史料的に明らかでないが、六六年はじめコネティカットのごとき小植民地でも一万人、マサチューセツとニュー・ハンブシャーでは武装した四万人から構成されていたといわれる。ニューヨークでも、六六年三月到着のイギリス正規兵(第二十八連隊)に対し断乎戦おうとするだけの勢力であつた。

ところで一般にサンズ・オヴ・リバティは印紙条例の際はじめて現われたかのごとく考えられやすいが、そう簡単に割り切ることはできない。ニュー・ヘヴンでは、七年戦争前にその組織があつた。東部コネティカットつまり急進派地区に住んでいたゲール(Dr. Benjamin Gale)という人は、同組織が以前から存在していた孤立的且つ秘密的諸結社を基盤とし次第に変化したものであることを証言している。またニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティも十二年前につくられた秘密結社《ホイッグ・クラブ》の発展であ

つたといわれる。その論拠として(一)集会所がかつてのホイッグ・クラブの密会所と同一であり、(二)ホイッグ・クラブの指導者がサンズ・オヴ・リバティの指導者になつてゐることを挙げる史家もある。<sup>(10)</sup>しかしゲール氏の簡単な記述や、ホイッグ・クラブとサンズ・オヴ・リバティとの若干の共通面だけでは、その起源に関する決定的きめ手とはいえない。連関・延長説をとるものと無関係説を固持するものとが対立し、前者に傾く人でも「いまなお曖昧」という結論にとどまつてゐる。<sup>(11)</sup>しかしそれらいずれが正しいとしても、次の点だけは今日明確である。つまり六五年——六六年のサンズ・オヴ・リバティは或る程度インターコロニアルな性格をもち、これをさらに拡充しようとしたということである。しかも六六年一月七日ニューヨーク市の同組織は秘密結社としての在り方を完全に放棄し、将来行動の基準となるべき三原則を公表した。

#### 「決議

われわれは当市および当該植民地において、かの印紙条例が実施されるのを有効に防ぐべく徹底的に戦い、われわれの生命・財産を

い、わゆる「印紙条例一揆」についで(下)(今津)

賭けるものである。

#### 決議

印紙のついた書類を發行もしくは受領するものは、この団体の最大の怒りをまねき、永久にぬぐわれざる汚辱の極印を押されるべきものである。

#### 決議

印紙なき書類をもつて従前のごとく業務をつづけるものは、この団体の最高度の力によつて保護されるべきものである。<sup>(12)</sup>

要するにサンズ・オヴ・リバティは秘密性を放棄し基本原則を公表することによつて、印紙条例への徹底的反抗を決意したのである。孤立的・秘密結社の存在でなく連帶的・公然たる組織であつた点で、六五年および六六年の同結社は在来の組織——かりに連統説が正しいとしても——と實質上は別個のものといふことができる。

さてサンズ・オヴ・リバティの構成員について、ポストンにおけるその最初の会合——おそらく指導者の会かまたは執行委員会——に出席したジョン・アダムズは次のごとく伝えている。集会所はラム醸造所の会計事務室で、二人

の醸造業者、一人の船長、一人の出版業者、四人の職人がいた、と<sup>(13)</sup>この記述から職人の多いことが注目される。ニューヨークでも同様であつて、革命戦争後サンズ・オヴ・リバティは「職人組合」(Mechanic's Association)に発展解消し、且つ「タマニー・ホール」の出発点になつたと推察される。すなわち八九年五月十二日「サンズ・オヴ・セント・タマニー」の第一回例会が「バーディン・タヴァン」(Bardin's Tavern)で開かれたが、ここはサンズ・オヴ・リバティの定つた集会所であつた(四、五参照)。これら一、二の例からしても同組織が下層民を中核とし、勤労者、土地や金のない人々、したがつて概して選挙資格のない人々から構成されたという周知の事実を再確認することができ

る。しかしその成員・指導者ないし支持者に関して特に注目されることは、それらがかならずしも下層民の独占でなく富裕者層も加担した点である。このことは同組織がインテリコローニアルな紐帯の強化をめざした事実、ここで触れる余裕はないが、南部プランテーション植民地がすすん

で北部商業植民地を支持し対英共同戦線を張るにいたつた事実——シェレンガーのいうごとく、両者の協力は後の革命運動に徴して重要な意義をもつ——<sup>(16)</sup>九植民地の連合になる「印紙条例会議」の開催などと相まつて、印紙条例への反抗の普遍性という通念を別の角度から、(前号二、参照)容認させるものがある。現にわれわれは一揆の指導者のなかに大商人、著名な法律家およびエディター、或いは大地主(後に大地主のなから際立つた勤王派が続出したにかかわらず)、つまり植民地第一等の名士たちを見いだす。およそ一揆ないしモブは植民地時代を通じて決して珍しくない。街頭におけるギャングの暴行、海岸地方における船員の騒擾は頻々と起つてゐる。これらの暴力的行為を鎮めようとして、イギリス官憲はしばしば一揆に見舞われた。しかし従来の一揆は印紙条例一揆と大いに趣を異にする。前者の場合、名士といわれるような人々はほとんど加担していない<sup>(18)</sup>。ところが後者の場合には彼ら自身がモブに同情し或いはこれと提携し、なかには直接指導に乗りだすものがあつた。階層を問はずすべてのアメリカ人に負担

となつた印紙条例も、実質上は富裕者により多く課せられた点からすれば、こういう状態は自然の姿と考えられる。いずれにしても印紙条例一揆の第一の意義は階層間の協力に認められる。それはまさしく普遍的抵抗として打ち出されたのである。

上層部と民衆との提携については、いくたの例証がある。六五年の“Annual Register”がこれを確言している<sup>(63)</sup>。また同年八月十五日マサチユセツ知事バーナードはハリファックス卿への書簡において、その前夜の一揆には「ズボンとジャケツで変装した五十人の紳士」がいたことを記した<sup>(64)</sup>。副知事ハッチンソンもボストン・サンズ・オヴ・リバティを次のごとく解している。(一)それはマッキントッシュ (Mackintosh) という素性の分らぬ靴屋にひきいられているが、重要事項を決定する際には商人委員会の統制下に入る、(二)当組織の実際の運営はマッキントッシュのような「無遠慮な奴」ではなく「名士仲間」によつておこなわれる、(三)いわゆる「八月一揆」は密輸大商人によつて使喚された<sup>(65)</sup>。ハッチンソンの解釈の正当さは、ヘンリー・バ

「わゆる」印紙条例一揆」について(下) (今津)

ス (Henry Pass) という商人が同じく富裕な商人サヴェジ (S.P. Savage) に死つた書簡によつて確認することができ。それによれば、アンドルー・オリヴァーに迫つて印紙売捌人の役を辞退させた推進力は、民衆と手をにぎつた富裕な密輸商人たちであつた<sup>(66)</sup>。彼ら密輸商人は「忠実なる九人会」(Loyal Nine)を結成し、公衆の面前でオリヴァー辞職の計画を立てるとともにまたそれを実行したのである。現にボストン・モブ指導者のなかにはポール・リヴィヤ (Paul Revere) やジョン・ハンコックなど大商人として名高い人々がいた<sup>(67)</sup>。

フィラデルフィアでもボストンと同じ状態が見られる。モブの首領ワイリアム・アレン (William Allen) はニューヨーク最高裁判所主席判事の息子であり、政界の名士且つ大商人であつた<sup>(68)</sup>。そしてアレンとともに印紙売捌人排斥運動の先頭に立つたのは五人の富裕な商人、一人の弁護士、一人の出版業者であつた<sup>(69)</sup>。なかでもロバート・モリスやチャールズ・トムソンがアメリカ全体に知られる大商人であつたことは、周知の事実である。ずつと南に下つてサウ

ス・カロライナのチャールストンでも、モブの組織者にはクリストファー・ガズデン（Christopher Gadsden）がいた。彼も当地における最も富裕な商人の一人であつた。<sup>(26)</sup>

ではイギリス軍司令部の所在地、北と南とをむすぶアメリカの中枢部、洋々たる前途をもつ商業的中心地、且つサンス・オヴ・リバティの活動の拠点であつたニューヨーク<sup>(27)</sup>の状態はどうか。ここでは民衆と富裕者層との提携がニューイングランドよりも広汎に認められるのである。

モレス教授はニューヨーク・サンス・オヴ・リバティの書簡および彼ら宛ての通信をちく一検討して三十八人の指導者を発見し、のち伝記作者の対象となつた十八人のなかで十一人は富裕な商人、四人は著名な法律家（彼らはまた大地主でもある）、一人は大地主にして商人、一人は医者、いま一人は民謡作家であつたこと、指導者としてあまり知られていない人々でも積極的なメンバーであつたことを指摘している。<sup>(28)</sup> なかんずく初期の指導者としてはウィリアム・リヴィングストン（William Livingston）とジョン・モーリン・スコット（John Morin Scott）——とつた、ニュー

ヨーク有数の大地主且つ最も著名な法律家、二人は親友——が代表的であり、のち彼らに代わつてジョセフ・アリコック、ジョン・ラム、アイザック・シアズ、アレクサンダー・マクドーガル、マリヌス・ワイレットが代表者となつた。<sup>(29)</sup>（この交代の意義は重要。四、参照）。後者は富裕の出てなくどん底から成り上つた点で前者と相違する。ラムは酒精小商人、シアズはしがない魚行商人の子、マクドーガルも貧乏な大工の子、ワイレットは指物師であつた。<sup>(30)</sup> モレスには記載されていないが、リヴィングストンおよびスコットと並んでニューヨーク法曹界の三羽鳥と称せられ、<sup>(31)</sup> 同議会に強い発言権をもつていたウィリアム・スミス二世も、印紙条例への反抗者として知られた。<sup>(32)</sup> 副知事コルデンは彼を「暴力的・共和主義的な気ままな男」、「モブの煽動者」と非難したほどである。<sup>(33)</sup> 民衆とむすんだもののなかに法律家が多かつた事実からすれば、コルデンが「ニューヨークの法律家は印紙条例への反抗の挑発者・促進者・指導者である」ときめつけたのも、理由のないことではない。<sup>(34)</sup> 同議会の支配権をめぐつて終始ウィリアム・リヴィングス

トンと争つたジェームズ・ドラランシー (James Delancey)

——ニューヨーク最大の商人且つ大地主——も、公然とサ  
ンズ・オヴ・リバティに交わつた。<sup>(36)</sup> 彼はすすんでその会合  
に出席し、雄弁と財力とをもつて民衆の世望をあつめ、

《アメリカのカトー》とさえ称せられるにいたつた。<sup>(37)</sup> 精

力・機敏および旺盛な公共精神において右に出るものなし  
といわれたフィリップ・リヴィングストン<sup>(38)</sup>——ウィリア  
ム・リヴィングストンの兄、大商人——の場合も同様であつた。彼はゆき過ぎた暴力的行為を戒めながら、印紙  
条例に対するへ一寸ぐらゐの暴動<sup>(39)</sup>を肯定したといわれ

カール・ベッカーの紹介した史料「Jeremiah Wyrnkooop、

(一七九二年の作)は未完結でありまたいくたの脱落箇所  
をもちながら、印紙条例一揆に対するニューヨーク富裕者  
層の意向を代弁するものとして、さらに敷衍すればへ七六  
年の精神<sup>(40)</sup>の一端を伝えるものとして注目される。表題の  
ウィンクープという人は愛国保守派に属し、すでに印紙条  
例一揆の頃ニューヨークの代表的商人として有名であつた

いわゆる「印紙条例一揆」について(下)(今津)

(主として西インドとの密貿易に従事)。草稿は一七五八  
年ハーヴァード大学をウィンクープと同期に卒業した親友  
(その名は不明)の手になるものである。<sup>(41)</sup>

「その頃わたしはよくウィンクープ氏の家にいつた。そして或る  
日(六五年十一月)ニコラス老人(大地主の一人でウィンクープの  
義父)と三人で熱狂のうちに印紙条例を論議した。ウィンクープ氏  
はいう。『この法律は憲法違反です。その点は疑問の余地がないよ  
うです。それは先例に反するだけでなくイギリス人としての自由を  
侵すものです。イギリス人の自由の基本原則は、自己の同意がなけ  
れば課税されないということにあるのです。ほんとうにわたしたち  
は、一度も印紙条例に同意したことはありません』……もし大  
臣たちが強圧的な態度で来るなら、民衆は暴力をもつて行動するで  
しょう。前世紀には、同じような事件がイギリスにも起りました。  
グレンヴィル氏が(いま)ストラフォードの役をしていることを自  
覚させましょう。わたしは決して暴動に味方するものではありません。  
わたしにも怒があります(民衆暴動によつて家を破壊されたく  
ないの意——筆者注)。しかし議会の不法行為は(かならず)民衆  
暴動で仕返しされるということを大臣たちに警告しなければならな  
い場合には、一寸ぐらゐの暴動も必要でしょう」<sup>(42)</sup>

こうして印紙条例一揆のはじめには、「ニューヨーク上層

部の大半が公然たる<sup>(13)</sup>と非公式たる<sup>(14)</sup>とを問わず、サンズ・オヴ・リバティを支持した。兩者のより、広汎な結合の点で、一般にニューヨーク富裕者はニューイングランド富裕者に相違するといわれる。もちろんウィンクワップの義父ニコラスのごとく、はじめからモブに反対の富裕者がなかつたわけではない。しかしそれはむしろ例外であつた。ネットルス教授のいうごとく、本国への反抗の点では合法商人と自由商人とのあいだに大した懸隔はなかつたのである。<sup>(15)</sup> いずれにしても印紙条例を機会に、ジョージアを除くアメリカ植民地は地域的にも階層的にも一様の抵抗線をもつてきた。ヘーコンの叛乱<sup>(16)</sup>以来或いはそれ以前から対抗しつづけた二つの階層は、共同の敵のまえに一応妥協した。「印紙条例が可決されてからしばらくのあいだ、アメリカのすべての人は自己自身をサンズ・オヴ・リバティと考え、事実またそう公言した」というベッカーの言葉はいささか誇張としても、事態の大勢を突くものがある。印紙条例一揆の当初の意義は、植民地諸階層間の協力に認められなければならぬのである。その事実はまず十月三十一日（条

例実施の前日）、商人と愛国派民衆との一体的行動に見いだされる。すなわち二百人以上のニューヨーク市商人が「ヘーンズ・タヴァン」に集会して五人のサンズ・オヴ・リバティからなる新しい通信委員会を結成し、他の植民地の商人や民衆と協力する手段を講ずるとともに、他方では英ポイコットを決議した。<sup>(17)</sup> 植民地人に共通のこの抵抗精神は、印紙条例会議という画期的な出来事に反映する。代表なくして課税なしとする原則と陪審裁判とを要求した同会議は、いうまでもなく国王の許可なくあくまで植民地の主体性において開かれた最初の植民地連合会議であつた。それは連合形式による非合法抵抗の在り方を指示し、大陸会議の先駆をなすものであつた。「もし印紙条例が実施されつづけていたら、革命戦争がそのときニューヨークに起つたであろうことを信ずべき理由なしとしない」。<sup>(18)</sup> 現にサンズ・オヴ・リバティはイギリス軍およびこれに協力する植民地官憲と戦う準備をおこなひ、兩者の衝突は一触即発のところまですすんでいた（前号二、参照）。アボット教授のいうごとく、「印紙条例とともにアメリカ革命の劇はは



じまつたかの觀を呈する」のである。<sup>(56)</sup>

#### 四

こうして印紙条例への反抗運動の初期には、異なつた階層間に一応の協定が存在した。殊に一揆の当初の直接目標が印紙売捌人の排除という点にあつた關係上、保守的な富裕者層もサンズ・オヴ・リバティの行動をただちに危険なものとは感じなかつた。しかし所詮富裕者層の抵抗と民衆の抵抗とは、相容れない一線があつた。それどころか、民衆に接近した上層部の真意いかんがまず問われなければならぬ。彼らはイギリス政府への反抗にあたつて民衆の支持を恃み、そのため植民地人全体に通ずる抵抗を揚言する必要に迫られた。本國議会の制約からまぬがれる方途として、彼らは彼ら少数派の権利を主張するだけでは十分でなかつた。だから本来民衆を危惧しつつも、イギリス臣民の権利および自由という一般のお題目を並べなければならなかつたのである。しかしこのようなお題目は選挙権をもたない一般民衆にとつては真劍な問題であり、また民衆

をわゆる「印紙条例一揆」についで(下)(今津)

を政治的・社会的に自覚させる刺戟劑となつた。もし本國議會が選挙権なき民衆の同意なくして植民地に課税する権利をもたないとすれば、アメリカにおいてなぜ民衆は参政権を拒否され、自己の同意なくして植民地議會により課税されるのであるか、と。こうして印紙条例をめぐる紛争はアメリカ民衆の心のなかに自由、つまりイギリスの支配からの自由と同時に植民地支配階級からの自由、の觀念をかき立たせたのである。<sup>(57)</sup> 富裕者層と民衆との相反する二つの運命は印紙条例への抵抗過程において、特に十一月一日(条例実施日)の前後から、具体的な問題をめぐつて明確となつてくる。つまり印紙売捌人の排除といつたような單なる煽動でなく、より緊急且つ基本的問題を中心として対英抵抗線の二分化がはつきりしてくるのである。論旨を明確にするため、サンズ・オヴ・リバティの牙城ニューヨークに視点をおく。<sup>(58)</sup> さきにも触れたごとく、ニューヨークの富裕者ウインクラープは一寸ぐらゐの暴動なら必要だといつた。保守主義者の彼にとつても、本國の不正に対する一定限度内の暴力は止むをえないところであつた。しかし十一

月のはじめ印紙が市長クルーガーと市参事会員との手を経て市役所に保管され(のち本国へ返送)、騒擾の責任を負つて守備隊長ジェームズが本国へ召還されたのちにおいても——こういう本国側の譲歩をもつて一揆は当然解消すべきであるというのが保守派の立場であつた——、民衆の騒擾は絶えなかつた。絶えないどころか、それは日を追つてはげしくなる気配を見せた(前号二、参照)。副知事コルデンの家の窓はなん回となく破壊され、家まで打ちこわすという威嚇をうけた。モブに同情しながらフィリップ・リヴェイニングストンは過激な行動を戒めたため、家の窓を破壊され<sup>(註)</sup>た。ウインター自身モブの同情者でありながら、彼も大邸宅の持主であり財産家であつたため、この事態を憂慮せずにはいられなかつた。ここに彼の真意と言動とに懸隔の生じたゆえんがある。民衆による一寸ぐらゐの暴動を肯定したウインターの真意に対し、友人は次のような鋭い観察をくわえている。「ウインター氏はニコラス老人を説得することよりも、むしろ自己自身を納得させるために或る程度話術を使つたと解すべきであらう」と。<sup>(註)</sup>これによ

つて、彼はいくぶん自己を納得させたようである。

「(しかし)すくなくもニコラス老を説得することはできなかつた。『チェック』と彼(ニコラス)はいらだたしうに叫んだ。『それは新語だ、民衆だなんて(ときにウインターが民衆暴動によつて仕返しされるといつたことへの反撥——筆者注)。おまえたち若いものは多くの他愛もない民主的言葉をえらび出したものだ。おまえがこんなルーズに使う民衆とは誰のことだね……彼らがリヴェイニングストン氏の窓を破りコルデン氏の馬車を焼いたのは、印紙条例への憎悪からだなどと考え違いしてはいけない。彼らはリヴェイニングストン氏やコルデン氏が富裕な名声の高い人々だから、これを嫌うのだ。彼らのもとめるものは窓ではなくて階級の特権、わたしやおまえの階級の特権、常にこの植民地を治めてきたしまた常にそうだろうと信ずる階級なんだ。……いまやジョン・ラムとかアイザック・シアズのような訳の分らぬ奴にひきいられた職人・その日ぐらしのモブが、彼ら自体の委員会をとおして市を支配しようとしている。これはふてぶてしい事実だ。サンズ・オヴ・リバティ、と

彼らは自分たちを呼ぶ。(だが) 実際はサンズ・オヴ・アナキーなのだ。おまえもそうだろうが、わたしはわたしたちの自由を守つてゆきたいと思う。しかし自由は二つの道を切る剣であることを忠告する。だからおまえが人民を動かしてはじめて……おまえの権利を守ることができるといつても、間もなくおまえは……モブの侵害から自分の特権を守る必要に迫られるだろう。こういうたニコラスはパイプに火をつけてから一寸ふかしたのち、次のごとく附けくわえた。『おまえは(まさか) ジョン・ラムとは附合わないだろう、ね? おまえが……窓を破るリバティ・ボーイズの一人であることは望ましくない』と。ウィンクープ氏は皮肉に笑つていつた。『たしかにそうです。わたしはラムという男を知りませんし、会つたこともありません——彼が正直な立派な人間だということを聞かされ、またそう信じているのですが。あなたの仰言つた危険は、もちろんわたしの身にも起つています。しかしあなたはそれを大げさに考へているのではないでしようか。もしイギリスに印紙条例を撤廃させれば——イギリスはそうしなければ

ばならないのですが——、民衆はまったく静かになるでしょう」と。<sup>(註)</sup>長時間にわたつて議論をむし返しながら、結局この親子ははつきりした妥結点を見いだすことなく別れたのであつた。<sup>(註)</sup>

このエピソードには、革命戦争にあつた戦い合う保守派の二つの人間類型が象徴されている。ニコラス老においても、アメリカへの愛着では人後に落ちるものではなかつた。しかしその愛着が同じアメリカ内のモブへの恐れと老齡とのために、革命運動から自己を疎外してゆくのである。ついに彼は子供と袂をわかつて勤王派に与する。<sup>(註)</sup>こうして印紙条例一揆をめぐるニコラスとウィンクープとの論争のなかに、勤王派と愛国派の相違が予定されているのである。しかし目下の課題にとつてより重要な点は、ウィンクープのごとくニコラスと同じ富裕者層に属しモブへの不安をもちながら一定限度内の暴動を肯定し、印紙条例の撤廃によつて民衆の騒擾がおさまることを予期し念願した別の保守派の行き方である。彼はどういふ抵抗を主張したのであろうか。それは民衆による抵抗とどう違つたであらうか。

ウィンクープの意図した抵抗とは印紙条例を暴力的に排除するのではなくて、なおそれを事実上無効にすることであつた。彼は印紙を使用しないことに同意はしたが、法を侵してまで印紙なきビジネスを断行するつもりはなかつた。だから彼は、税のかかつた書類を用いるよりもむしろ裁判所を閉鎖しておけ、といつた。と同時に彼は、自己の所有する船舶を当分港に放置しておくこと、不合理な法律に従うよりはむしろその場で船を腐朽させる方がましなこと、を主張した。彼の友人は、彼がそう叫ぶのをしばしば聞いた。<sup>(57)</sup>要するにウィンクープは消極的抵抗を提唱したのである。この方法は、抵抗者自身にとつて多大の経済的犠牲を必要とさせた。すくなくも数カ月の実業停止を覚悟すべきであつた。しかしその収入が一時的な不況や実業停止によつて致命的打撃をうけない人々、たとえば地主、富裕な商人、金もちおよび高級官吏などは犠牲を覚悟のうえてウィンクープに同調した（このグループには勤王派に転ずる人々もいる）。いわば彼ら愛国派内の保守的な人々は本国の報復行為によつて自己の財産が失われるのを恐れること

もに、同じアメリカ内のモブにも脅威を感じた。本国への抵抗においてもしモブが指導権をにぎるならば、次の犠牲者は当然自分たち愛国派紳士であろう、というのである。事実、一七六五年——六六年の「長く寒い冬のあいだ、街頭における不断の騒擾や民衆の叫喚によつて」、さすがのウィンクープも不安の気持をかかすことができなかった。<sup>(58)</sup>モブへの不安や恐れという点で愛国派内の保守的な人々は、サンズ・オヴ・リバティの結成をテールルのはじまりと考へた一掴みの勤王派に通ずる面があつたといつてよい。その結果富裕な愛国的商人たちは、今後非暴力的抵抗つまり覚書とポイコットにのみ訴へるべきことを決心した。その第一歩は六六年の冬ニューヨーク市およびボストン市商人によるイギリス議会への請願であつた。<sup>(59)</sup>

これに反して金がないため多くの品物を貯蔵することができず、したがつてストック品をよい時期に高く売る機会をもたない小商人、裁判所の閉鎖によつて収入の道を失うかけ出しの法律家、実業の停滞によつていつそう困難な失業問題に直面する職人・日傭労働者（たださえ当時が不況

の最中であつたことを想え)、その他総して中・下層民は保守派の主張する抵抗方法に反対した。名声の上る一歩手まえ、いい換えれば安楽に暮してゆける直前の少壮弁護士ジョン・アダムズは次のごとく不満を述べている。裁判所は開

いたままでおかれなければならぬ。裁判所が不活潑であることは、「たとえわたしを困窮状態に追いこむことはないとしても、わたしの業務に大きな空隙をつくる」と。(60) アダムズにとつて、保守派の提唱する裁判所の閉鎖は直接彼の死活問題ではないとしても、大きな経済的打撃に違ひなかつた。これらの言葉のなかに、当時のアダムズの社会的地位が象徴されている。そのすこしまえまで、彼は前途を囑望された田舎弁護士にすぎなかつた。たまたま六四年十月、組合教会派の牧師にしてマサチュセッツ名士の娘アビゲール・スミスと結婚し、社会的背景をつくつた。(61) 印紙条例一揆の当時、彼は少壮の名士として活躍する入口にあつたわけである。もし彼がいま一步というところを越えて安楽な生活を享受していたとすれば、保守派に対してどういう態度をとつたであらうか。彼の研究者たちのなかには、戦

闘的・独立的精神」を指摘して弁護するものもある。(62) にもかかわらず後年におけるその保守的傾向から見て、アダムズをめぐる環境と個性との問題は依然疑問として残されるのである。

それはともかく、かつて印紙条例の可決された直後には、大半のアメリカ人は自由の子のごとく見えた。ところが法律の実施後まもなく、急進派にとつて富裕者層の多くは真のサンズ・オヴ・リバティでないことが明らかとなつた。ニューヨークにおいて十一月一日デモの翌日、はやくも R・R・リヴィングストン(63) やジェームズ・デューエーン (James Duane)(64) のとき民衆協力者は街を歩いて急進的行動の抑圧に努め、現にフィールズ地区へ集結したモブを鎮めることに成功した。(65) それどころか印紙条例一揆の存続中に、モブへの積極的反抗を市民に勧告した愛国派もあつたのである。(66) 「アメリカのカトー」と呼ばれたドラランシーも、この頃から次第にサンズ・オヴ・リバティから離反し、彼自身のサンズ・オヴ・リバティをつくる方向にすすんだ。それを彼は真のサンズ・オヴ・リバティと考えたが、この

自由の子こそ後に正統サンズ・オヴ・リバティの指導者を捕えて投獄するという事件を起しているのである。<sup>(69)</sup> しかもアメリカの自由の真の味方たるべきこのドラংশーは勤王派として独立戦争直前イギリスに逃れ、戦時中ばく大な財産を没収され<sup>(68)</sup>、否定的な意味でニューヨーク植民地オリガークイの崩壊に一役買った人である。また六五年十一月二十六日に開かれたサンズ・オヴ・リバティの会合において、ウィリアム・リヴィングストン、ジョン・モーリン・スコットなどかつての民衆指導者をはじめ保守派の大半は消極的抵抗を主張し、シアズやラムにひきいられた急進派と訣別した。<sup>(69)</sup> そのうえこの会合における論点は、対英戦術つまり直接行動に出るか消極的抵抗にとどまるかの問題だけでなく、抵抗のオリエンテーション、いわば民衆の状態改善を主眼とするか商人階級の利害を第一義とするかという原則論にまで発展した。<sup>(70)</sup> 問題が階層の原則論にまで発展したとすれば、もはや抵抗陣営の左右に和解の見込みは覚束ない。モントレノールの記事からも知られるごとく、六六年一月中頃にいま一度この種の会合が催されたが、結局は決裂に

おわつた。<sup>(71)</sup> そしてすくなくも二月上旬以降は、サンズ・オヴ・リバティに保守派の参加は見られない。<sup>(72)</sup> 六五年十一月末から翌年二月初旬にかけて両派は完全に分裂し、保守派は彼ら自身による新しい抵抗組織の結成にむかう。その名称は「自由と通商との友たち」(Friends of Liberty and Trade)。彼ら自身によれば、これが真にアメリカを愛する自由の子たちの集いとされたのである(五、参照)。<sup>(73)</sup> こうして印紙条例の実施後二、三カ月にして、ニューヨーク・サンズ・オヴ・リバティはほとんどまつたく職人・日傭労働者の声だけを代弁することとなつた。指導者がリヴィングストンやスコットからシアズおよびラムに代わつた事情は、こういう観点から捉えられなければならない。対英反抗運動の進行過程において、愛国派の抗争は単にサンズ・オヴ・リバティの組織外だけでなく(たとえば印紙条例会議や植民地議会の紛争)、最も中心勢力たるべき同組織内でおこなわれたわけである。革命勢力内における相争う二つの党派の存在を明確にした点で、十一月末サンズ・オヴ・リバティの会合はアメリカ革命運動史上に重要な意義をも

つものである。

しかし問題はひとり都市愛国派の相剋につきるのではなく。ニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティの活動を特徴づけた水水平的傾向は、農村における同様の傾向を刺戟し一大農民暴動を誘致している。すなわち同じく十一月、ウエストチェスター郡の大地主フレデリック・フィリップス領内の農民は立退措置に反対し、土地をとり戻すため暴動を起した。六六年はじめてに農民暴動は拡大し、同じウエストチェスター郡のヴァン・コートラント家 (the Van Cortlandt)、ダッチズ郡のアドルフ・フィリップス家、オルバニ郡のロバート・リヴィングストンおよびヴァンレンセレール両家に波及してハドソン溪谷東部一帯を蔽つた。そしてこれら農民暴動への対策のなかにも、抵抗陣營の分裂という問題点が潜んでいるのである。問題の解明は、ブルックリン大学におけるモレス教授の同僚アーヴィング・マーク氏 (Irving Mark) の力作 "Agrarian Conflicts in Colonial New York" (1940) を紹介することから出発する<sup>(76)</sup>。

いわゆる「印紙条例一揆」について (下) (今津)

その期間の長さ、領域の広さ(など)において独立革命直前ニューヨークに起つた農民暴動——地代反対運動、より安全な土地保有をもとめる移住民の闘争、小作農のための大領地分割運動——は、十七世紀末ペーコンの叛乱やライスラーの叛乱、革命戦争後のシェイズの叛乱にも比較しうる重要性をもつ<sup>(75)</sup>。それは十八世紀前半からダッチズ郡にはじまり、オルバニおよびウエストチェスター諸郡を席捲し、都市における印紙条例一揆と平行しつつ六六年絶頂に達し、今日のヴァーモント地方一帯に拡大してついに革命戦争という大火のなかに呑みこまれるものであつた<sup>(77)</sup>。

農民暴動の根源が土地譲渡の不公平にあつたことはいうまでもない(譲渡者たる知事および一般官吏が賄賂その他によつて不当な私利をむさぼる<sup>(78)</sup>)。殊に六五年——七六年の熱病的土地投機の時期には、相次ぐ四人の知事がやがてヴァーモントとなる地方に二百一十一万五千六百十エーカーを譲渡もしくは保証している(それ以外に二百四十一万八千七百十エーカーの軍人特許地あり)。それは知事個人にとつて相当な収益であるとともに、土地の大半が少数者の手に集中されたことを意味した<sup>(79)</sup>。

このような土地所有の不平等という農民従来の不満にくわえて、七年戦争後新しい事態が発生した。六三年ウエストチェスター郡フィリップス家の小作農民は土民と交渉して、その土地を直接購入するかまたはより有利な条件で——普通九百九十九年の借地期限で

——土民の小作人となり、フィリップスへの地代支払を拒否した。わずか一年の借地期限、約束履行の保証として千ポンドの借用証書という同家の制約に比較すれば、インディアンとの交渉はきわめて有利であつた。フィリップス家はただちに最高裁判所へ訴え、六五年三月参議会の協力を得て反抗農民の逮捕をおこなつた。翌年事件はオルバニのヴァン・レンセレール家にも波及した。レンセレールはその小作農を追放処分<sup>(1)</sup>に附した。これに対し、インディアンの土地を買つた移住農民やまた反抗的小作農民は自己自身を守るべく暴力的方向にすすんだ。こうしてウェストチェスターおよびオルバニの問題を直接契機として、且つ印紙条例一揆に刺戟されこれと平行して、大地主への農民暴動がハドソン溪谷東部一帯を敵うのである。六五年十月、印紙条例への不穏な空気が農村の騒擾とに対処するため、本国政府は《下層・無智の民》を極力抑圧するよう知事モーア (Sir Henry Moore) に指令した。事実、印紙条例の通過にともなうボストンやニューヨークその他の騒擾は、西部移住民や追放小作農民の大地主に対する反抗をいちだんと刺戟した。そのうえ農民は都市民衆に共鳴し自己を《農村のサンズ・オヴ・リパティイ》と呼んで、積極的に印紙条例への抵抗運動にくわわろうとした（前号二、参照）。したがつて官憲筋が農民暴動とサンズ・オヴ・リパティイの活動をまつたく混同したのは理由のないことではない。<sup>(2)</sup>

ニューヨーク市で印紙条例反対の大デモがおこなわれた六五年十

一月、ウィリアム・ブレンダーガスト (William Prudden) 、サミュエルおよびダニエル・モンローなどにひきいられたウェストチエスター追放小作農民は、全勢力を糾合して地主に反抗し逮捕された同僚を救い出し、且つ都市民衆に協力して水平化運動を進展させるため、大集会を布告した。官憲とむすんだフィリップス家の抑圧政策にもかかわらず、六六年三月までに農民運動は上ウェストチェスター一帯に拡がった。同郡内におけるヴァン・コートラント家の小作農民も、土地保有の不安定を補う絶対保有権を主張し、要求の容れられない場合は地代を払わないと宣言した。彼らは指導者が捕えられてニューヨークに竝致されるや、武装して市へのデモ行進を開始した。イギリス軍司令官ゲージは到着したばかりの第二十八連隊を派遣し行進の阻止に成功したが、暴動は拡大するばかりであつた。すなわち五月にはニューヨーク市の北、キングズブリッジにおいて、五百人の農民が軍隊と衝突・敗走し、同じ頃オルバニのリングストン家領内でも数百人の小作農が武装、反抗体制をととのえた。次いで六月上旬、ダッチズ郡の大地主アドルフ・フィリップスへの負債のため投獄されていたウェイ (John Way) という男が五百人のモブによつてポキプスイ (Poughkeepsie) 刑務所から救い出され、二十日には第二十八連隊がここへ派遣された。このよう

なニューヨーク農民暴動はコネティカットの農民にも影響をあたえた。六月同地では、四千人の民衆（農民と都市居住者）が財産平等



分配運動に署名したと伝えられた。同じくこの頃、リヴィングストン家小作農民の二百人が地主の殺害、その家の破壊をスローガンに行進をおこなった。こうしてハドソン溪谷における農民暴動は印紙条例一揆と平行的に進展したばかりでなく、一揆の消滅後もにげしなくなるばかりであつた。

はたして六月末に重大な危機が到来した。ポキプスイでは千七百人の農民が武器をとつて立ち上り、東ハドソン溪谷からオルバニイ一帯にかけて刑務所解放がおこなわれた。またポーリング(Paoliing)の近く、ダッチズの南部地区では三百人の農民がクエーカー・ヒル(Quaker Hill)に集結し、正規兵と対峙した。暴動に参加した農民は全体で六千人を下らなかつたと報告されている。<sup>(57)</sup>

これら多方面の危機に対処すべく、イギリス正規兵および植民地政府は活潑な反撃に出た。六月末には農民と第二十八連隊とがポキプスイで戦い、その後なん回となく小競合がつづけられた。指導者ブレンダーガストは勇戦のすえ捕えられ、ニューヨーク市の刑務所に送られた。ブレンダーガストの逮捕に刺戟されて、反抗の波はダッチズ全体におよんだ。しかしまたこれを機会に、農民暴動の中心がくずれた。九月中頃までに暴動は一応おさまつた。反抗農民は地主からの条件を呑むか、またはいづれかへ去らなければならなかつた。結局彼らの多くはいまだ移住されていない今日のヴァーモント地方へ去つたといわれる。しかし敗北したからといつて、彼らの不満は

いわゆる「印紙条例一揆」について(下)(今津)

決して消滅したのではない。たとえは過去四十年間リヴィングストン家を代議院にえらんできた自由土地保有者たちは、六八年の代議院選挙にあたり同家を支持しなかつた。そのため代議院の支配権は競争者ドラランシーの手に移つた。この転換は追放措置や裁判で不当な扱いをうけた小作農民の感情を反映したものでいつてよいのである。<sup>(58)</sup>

以上概略したニューヨーク農民暴動をとおして、われわれの問題は次の一点に集中せしめられる。暴動に対して、かつてのサンズ・オヴ・リバテイの指導者たち——なかでも富裕者層——はどのような態度をとつたであらうか、と。ブレンダーガストの逮捕をめぐる興奮の真只中であつて、六六年七月二十九日から八月十四日まで最高裁判所が開延された。主席判事はダニエル・ホースマンデン(Daniel Horsmanden)、陪席判事は七人。彼らすべてはニューヨーク切つての大地主であり土地投機業者であつた。そのうちすくなくも二人は、暴動に見まわれた大地主と直接関係をもつていた。<sup>(59)</sup> しかもこの七人のなかに、われわれはサンズ・オヴ・リバテイ初期の最も著名な指導者ジョン・モリーソン・スコットを発見するのである。もはやこのときまでに、

六五

彼はサンズ・オヴ・リバティとの關係を断ち切つていた。<sup>(87)</sup> 豊かな収入のある法律家として、彼は都市民衆の一揆が不当に拡大するのを憂慮すると同時に、大地主としての立場からも小農民の反抗に危惧をいだいたのである。都市と農村との二重の水平化運動に挾扼されて、結局彼は保守主義者としての本領をあらわにしなければならなかつた。スコットを一翼とする最高裁判所は、つまるところ保守的な富裕者の集いにほかならなかつた。彼らが農民暴動の指導者に対しどういふ判決を下したかは、おのずから明らかである。<sup>(88)</sup> つまりブレンダーガストは死刑を宣せられたのである。みずからを農村のサンズ・オヴ・リバティと考え、すすんで都市民衆に協力しようとし、印紙条例一揆と農民暴動とを打つて一丸とする民主主義運動を展開しようとしたいわば同僚に対し、極刑をもつて臨んだのである。ブレンダーガストが処刑をまぬがれたのは、知事モーアによる恩赦運動と国王の特赦があつてからのことにすぎない。<sup>(89)</sup> 副知事コルデンをして印紙条例への反抗の挑発者・促進者・指導者でありモブの組織者と非難させた富裕な法律家たち自

身が、このように転向したのである。

以上ニューヨークを中心に対英抵抗陣營の二分化を見たが、このような転向者の出現はひとりニューヨークに限られたのでなく、程度の差はあれ到るところで見られたとおもわれる。それらをちくちく検討する余裕はなかつたが、著名な例だけをあげておけばコネティカットの法律家ジャレッド・インガール、同じく大商人ロジャール・シャーマン、<sup>(90)</sup> フィラデルフィアの大商人ロバート・モリスおよびチャールズ・トムソン。<sup>(91)</sup> 彼らは砂糖条例の頃からいちはやく本国に反対し、インガールを除いて、六五年には印紙売捌人排斥運動の先頭に立つた人々である。また同じくフィラデルフィアの有名な法律家ギアロウエー、<sup>(92)</sup> メリーランド最高の名士たる法律家のダニエル・デュレーニイ、<sup>(93)</sup> 彼らもかつては印紙条例撤廃運動の第一人者であつた。マサチューセッツでは六一年本国への反抗の口火を切つたジュームズ・オテイス自身が、騒擾を止めて国王および国会に《従順且つ忠誠なる覚書》を送るよう植民地人に勧告した。そして国王およびギリス議會のみが、植民地を騒擾・混乱・窮境から救うるとした。<sup>(94)</sup> 彼が大商人の利害と密着していたことについては、前号で触れたところである。はじめ印紙条例に反対した副知事トーマス・ハッチンソンも、八月二十六日の夜彼にくわえられた暴行以來態度を変えた。これを直接の契機として、彼は民衆に対し難悪の念をもつようになる。従来彼は次のような見解をもつていた。イギリスは植民地を統治する権限をもつが、それを主張しない方が賢明で

ある、と。ところが一揆以来、植民地は自己の服従の立場を再認識しなければならぬというように、力点のおき方が變つた。<sup>(98)</sup>モブへの恐怖が本国への親密度をいつそう高めさせたのである。こうして印紙条例一揆を通じて、ハッチンソンは強硬な勤王派となる第一歩を印する。そのほか、さきあげた人々だけでもインガーソル、ギアロウエー、デュレニーはいずれも際立つた勤王派として名を連ねる人々であり、シャーマン、モリス、トムソンなどは愛国急進派に對抗して愛国保守派を構成する。いづれにしても印紙条例一揆の過程に、保守主義の分裂(勤王派と愛国保守派)と愛国派自体の分裂の第一歩が認められる。

こういう事態に直面してサンズ・オヴ・リバティは、同じ愛国派内の保守陣営をイギリスの諸大臣以上にアメリカの敵と見なした。<sup>(99)</sup>なぜなら印紙を必要とするビジネスをおこなわないという抵抗方法、つまり印紙の要らないビジネスだけをおこなうという方法は、結局印紙条例を承認したことだからであり、抵抗の消極性のゆえにかえつてその実施を容易にする危険があるからである、と。<sup>(100)</sup>それゆえサンズ・オヴ・リバティは単に本国政府や植民地オリガークイに対しても、同じ仲間への「内密の裏切者」(secret betrayers)——自由を口にしレジスタンスを揚言しながら

「わゆる「印紙条例一揆」について(下) (今津)

臆病風に吹かれてその主張を裏切りつつある連中<sup>(101)</sup>——に反抗すべく、愛国派の真の団結を強固にしなければならぬことを主張した。急進派が保守主義者をこのように断罪したのも理由のないことではない。たとえばポストン印紙売捌人の地位を望み民衆から排撃されたオリヴァーは、ひとり富裕者層に人気があつただけでなくかつては民衆の尊敬をあつめた人であつた。<sup>(102)</sup>またイギリス下院の傍聴席にあつて極力印紙条例の通過に反対し、代議士バレル(Isaac Barre)の条例反対演説を筆記、植民地に送つてサンズ・オヴ・リバティの蹶起をうながしたインガーソル自身が、コネティカット印紙売捌人になることを望んだ。六五年八月八日、印紙売捌人の名簿が公表されたとき、そのなかに自己の味方と思ひこんでいた人々を発見して、急進派民衆は愕然としたのである。たとえオリヴァーやインガーソルの真意がどこにあつても、急進派が彼らを裏切者と解したことは止むをえない。こうしておよそ保守主義者を信ずることのできなかつた急進派は、同じパトリオティズム(植民地愛)を唱える愛国保守派とも協調することができなかつた。前者

は後者の消極的レジスタンスに対抗して積極的な対英抵抗、すなわち条例を侵してもそれが実施されなかつたときと同じようなビジネス——《平常どおりのビジネス》——を死守すべきであると声明した。いい換えれば急進派はイギリスの設けた法を侵すことによつて、本国政府のいかなる圧迫も植民地側の反対に遭つては無効であることを示そうとするとともに、アメリカ内の保守派にも反抗する意図を明らかにしたのである。さきにも述べたごとくサンズ・オヴ・リバティが従来の秘密性を放棄し、インターコロニアルな組織の強化に努めて大陸会議開催の準備をおこなつたのは、印紙条例一揆の過程、つまり愛国派の抵抗方法がはつきり二分化しつづつあるときにおいてであつた。サンズ・オヴ・リバティが新しい方向をめざしたということは、単に本国への抵抗の進展をも語るだけではない。ほとんど決定的に民衆の声だけを代弁する組織に變つたという事実をくわえて、それは愛国派に対する同じ愛国派の反抗を表明するものであつた。<sup>(10)</sup>

こうして保守主義という夾雜物をはらいのけたサンズ・

オヴ・リバティは一方で大陸会議への準備をすずめるとともに、他方で秘密性を放棄して《平常どおりのビジネス》をかかげ、いたるところで強硬な行動に出た。ベッカーのいうごとく、それがどこまで成功したかは簡単に結論することができない。<sup>(10)</sup> この間の事情を要約すれば、多くのビジネスが印紙なしでおこなわれ、港は平常どおり開放され、新聞やパンフレットも印紙なしで公刊された。またすくなくも下級裁判所は、ほとんどすべての植民地で開かれていた。裁判所閉鎖の意向をもつたニューヨークやニュー・ジャーシーの裁判官たちはサンズ・オヴ・リバティの訪問や威嚇をうけ、常設を容認しなければならなかつた。<sup>(10)</sup> しかしこれらの成功にもかかわらず多くの植民地において、急進派は問題の最高裁判所——大地主や大商人の集会所——を開いたままでおくことはできなかつた。サウス・カロライナではこの問題が特に紛糾した。主席判事シナー(Shinner)は急進派の威嚇におびえて、寝台に横わることをさえてきなかつたといわれる。<sup>(11)</sup> それでも同地の最高裁判所はついに開かれなかつた。コネティカットの場合は、保守的抵抗が

制勝した最もよい例を示す。六六年二月、裁判所常設問題をめぐつてニュー・ヘヴンの町会は紛糾状態となつた。保守派はいう。裁判所を強制的に開いて平常どおりのビジネスをおこなうことは、すぐる印紙条例会議の決議した対英諸願という合法的抵抗にもとるものである、と。いうまでもなくこの主張は印紙条例に賛成だからではなくて、それへの反抗を消極的・非暴力的段階にとどめるためであつた。急進派は二百二十六—四十八で保守派に勝ちながら、裁判所は閉鎖されたままであつた。<sup>(106)</sup>このような英本国に対する抵抗グループ自体の相剋だけでなく、印紙条例一揆の末期にはサンズ・オヴ・リバティの名を騙るギャングが各地に横行し、事態をいつそう複雑にしたといわれるのである。<sup>(107)</sup>

## 五

これまでのアメリカ革命史家たちは、愛国派内部の分裂に關して一七七〇年三月十八日ニューヨークに起つた出来事を重視する。たとえばベッカーおよびアボットは分裂の起点として次の事実を指摘する。印紙条例撤廃の四周年記

いわゆる「印紙条例一揆」について（下）（今津）

念日にあつて、商人階級は従来のようにサンズ・オヴ・リバティと会合することを拒否し、別の場所エドワード・スマイス氏の家で会食した。その結果同じ愛国派による祝典は従来どおりバーディン・タヴァンで会合したサンズ・オヴ・リバティのそれと、スマイス家における「自由と通商の友たち」のそれとに分裂しておこなわれた。どちらも植民地愛の熱情をもつて印紙条例の撤廃を記念した。しかし両者のあいだには大きな相違があつた。前者は急進派の権化であり「アメリカのウィルクス」と呼ばれたアレクサンダー・マクドーガルのために乾杯し、タウンゼンド条例が撤廃されるまで第二回不輸入協定を継続すべきことを決議した。これに対し後者はマクドーガルを抹殺し、「通商と航海（の促進）および（経済的）困窮の速やかな除去」、いい換えれば不輸入協定の即時解除を決議した。たとえ自由と通商の友たちの名簿がなかつたとしても、このグループが民衆を代表するよりもビジネスと財産とを代表したことは明白である。こうして一七七〇年春浅く、イギリスの政策に反対した諸分子間に明確な分裂が起つた、と。<sup>(107)</sup>

なるほどこのエピソードは愛国派の相剋を象徴した点でも興味深いし、また自由と通商の友たちが優越することによつて第二回不輸入協定を崩壊させ——ウィンクロープはその運動の指導者<sup>(108)</sup>——、独立革命史上に一時期を画すといわれる英本国との好感情時代（一七七〇年——七二年）<sup>(109)</sup>をもたらした点で重要な意義をもっている。事実サンズ・オヴ・リバティが勢力をもち返すには、七三年の茶条例まで待たなければならぬ。しかしこのような抵抗グループの分裂という事實は、あえてタウンゼンド条例およびそれ以後にまで下げなくても、すべに見たごとく六五年十一月末サンズ・オヴ・リバティの会合ではつきり認められたところである。かならずしも七〇年春にはじめて明確な分裂が起つたのではない。しかも保守勢力の制勝による対英好感情時代は、決してアメリカ社会内の好感情をもたらししていない。詳細な史実は割愛するが、この時期にいくたの境域紛争（たとえばニューイングランド植民地とペンシルヴェニア、ニュー・ハンプシャーとニューヨーク）、カロライナ農民の叛乱（いわゆる“Regulator Movement”）<sup>(110)</sup>が起り、ニ

ューヨークでも抑圧された六五年——六六年の農民暴動がなおくすぶつて、本国との妥協の反面アメリカ内の社会的対立は連続した展開を見せている。なるほどネットルスが指摘するごとく、植民地商人階級の明確な分裂をみちびいた点で、また不輸入協定に対する急進派と保守派との衝突を結果した点で、タウンゼンド条例が社会運動としてのアメリカ革命史上にもつ意義を滅却することはできない。にもかかわらずわれわれはその先駆的現象として、印紙条例の際におけるニューヨーク・サンズ・オヴ・リバティの自己脱皮、都市急進派に協力しようとし且つみずから暴動を起したニューヨーク農民の運動の重要性を再認識すべきではないであらうか。

さらにまたミラー教授はドラংশীরにつくつたサンズ・オヴ・リバティが正統サンズ・オヴ・リバティの指導者マクドーガルを捕えて投獄した同じく一七七〇年初頭の出来事（いわゆる「マクドーガル事件」）<sup>(111)</sup>をもつて、アメリカ内の分裂を象徴させようとする。しかしこの程度の象徴性はすでに六六年のはじめ、かつてのモブ指導者ジョン・モ

ーリン・スコットと農民一揆の指導者とのあいだのいきさつに認められる。あえて七〇年の事件をもつて象徴させなくとも、より適切な事態がそれ以前に起つてゐるのである。

こういう観点に立つとき、印紙条例への反抗をもつばら植民地連合の面から捉え——すなわち抵抗の一部分のみを見——、植民地の社会的対立をタウンゼンド条例の撤廃後から認めようとする革命史家バルック二世にも批判が向けられるのは当然であらう、彼は<sup>(14)</sup>、植民地商人階級は印紙条例やタウンゼンド条例など自己のビジネスを毀損する諸法律に反対し、下層民の応援をもとめた。しかし大体において彼らは保守的であつた。彼らは右の諸条例を撤廃させる闘いに成功したが、茶条例だけで不輸入協定（消極的抵抗）の存続を保障しうるとは信じなかつた。それゆえタウンゼンド条例の部分的撤廃後は、本国との従来の（友好的）関係をとりもどす方に傾いた。このとき以来、一步一步が党派的問題となつた。七〇年代のはじめから革命戦争の開始にいたるまで、ニューヨーク市はもはや対英抗争において一体的でありえなかつた、と、<sup>(15)</sup>要するにバルック二

世にとつて、植民地の社会抗争はタウンゼンド条例の撤廃を起点としてゐるのである。それはベッカー以来いくたの史家が認めた一七七〇年の事件の象徴性と一脈共通したニュアンスをもつものではないか。こういう見解が或る程度修正されるべきことは、上に述べたとおりである。<sup>(16)</sup>

以上、印紙条例への反抗をとおして英本国に対する普遍的抵抗線の形成と、抵抗グループの二分化とを見てきた。それは勤王派と愛国派との闘争以外に、やがて独立を克ちとるべき愛国派同志の訣別の先駆をなすものであつた。アメリカ内におけるこれら二重の意味での抗争は、本国と植民地との抗争に密着しつつ時とともに大きくなるのである。印紙条例反抗運動の理解は、植民地人による植民地人のための植民地人の最初の非合法的連合会議の開催を見るだけで足るのではない。右の画期的事実にくわえるべき植民地内社会運動の解明が、本稿の主要な問題点であつた。ホーム・ルールのための対英反抗とアメリカ政治・社会の民主化運動、これら二つの点において、印紙条例一揆は独立と社会運動とを包含するアメリカ革命の歴史の起点に立つ出

来事と云ひよるの事也。

- (一) W. C. Abbott, *New York in the American Revolution*, 1929, p. 42.
- (二) A. M. Schlesinger, *The Colonial Merchants and the American Revolution*, 1918, p. 92.
- (三) C. Becker, *The Eye of the Revolution*, 1918, p. 94. その他ニューヨーク植民地にはいくたの姉妹団体があつた。以下はその地名と団体成立期。オルズニィ——六六年一月、オイスター・ズネおよびハンティントン——二月、ホワント・プレーンズ——三月、フインキル——四月。これらの団体は通信委員会によつてニューヨーク市サンス・オヴ・リズナイと連絡した。またニューヨーク市サンス・オヴ・リズナイの通信委員会は他の植民地の諸団体からも種々の情報を得た (H. M. Morris, "Sons of Liberty in New York" in *The Era of American Revolution*, edited by R. B. Morris, 1939, p. 271).
- (四) その五人とはアイザック・シアズ、ジョン・ラム、ジャーナ・モット (Geshom Mot) 、ウイリアム・ウイリントン・ロマン。Morris, ed., *ibid.*, p. 271.
- (五) キンズ・オヴ・リズナイは後ヨーロッパ革命家たちが規範とした地を起源とする (H. M. Morris, *The Struggle for American Freedom*, 1944, p. 168)。
- (六) Becker, *ibid.*, p. 96.
- (七)(八) Morris, ed., *ibid.*, p. 272 ; Morris, *ibid.*, p. 168.
- (九) Cf. J. T. Adams, *Revolutionary New England*, 1923, p. 324.
- (一〇) Abbott, *ibid.*, p. 44.
- (一一) 参考 H. B. Dawson, "The Sons of Liberty in New York" (1888); "The Westchester County, New York, during the American Revolution" (1886); T. Jones, "History of New York during the Revolutionary War" (1879) に於てオヴ・ト・マズヤス(前掲書)やアボット(前掲書)などはホイッグ・クラブの延長線をとり、他方リッカーは無関係を強調した ("The History of Political Parties in the Province of New York, 1909"——本書として筆者は本書に接しえず、モリス教授に従う)。またリッカーの見解を比較したモリス教授になつても「リッカー説」の批判的傾向が見られながら断定を下しえなう状態にある (Cf. Morris, ed., *ibid.*, p. 269)。
- (一二) Becker, *ibid.*, pp. 93—94 及び引用。
- (一三) 醸造業者ゼネリースとジョン・アヴァリ、船長はジョージ・フイールド、出版業者はボストン・ガゼット紙の発行者インジャキン・イーズ、職人はジョン・スミス、ステファン・クリヴァリ(真鍮細工職人)、トーマス・クラフツ(シンキ職人)、ジョーン・マコニア(宝石細工職人)。Cf. Schlesinger, *ibid.*, p. 72 ; Abbott, *ibid.*, p. 43.
- (一四)(一五) Abbott, *ibid.*, p. 43.
- (一六) Schlesinger, *ibid.*, p. 65.
- (一七) ニューヨーク市のギンズに「スプリック」二世は次の如く



規定している。参政権をもたず、したがって市政にも植民地行政にも発言権のない人々——年取四十ポンド以下の零細土地所有者、店員、日傭労働者、見習い、一般労働者、職人——を指す。(O. T. Barck, Jr., *New York City during the War for Independence*, 1931, p. 15)。この規定は中部・北部の植民地にほゞ当てはめられる。

(18) 重要な例外として、十七世紀末サウス・カロライナの大商人と小農民は領主に対抗する意味から提携した (Cf. C. P. Nettels, *The Roots of American Civilization*, 1936, Chap. XIII)。また上層部のなかでも大商人による反抗は、かならずしも印紙条例一揆にはじまるのではない。現にホイッグ・クラブは七年戦争前から存在したし、近頃とすると六三年四月ボストン商人が、ついでニューヨークおよびフィラデルフィア商人が組織をとおしてイギリスに反対した。しかしこの場合でも、大商人は民衆とむすんでいない。たとえばボストンにおいて百四十七人の商人が署名した《通商促進会》、それを中心とする《十五人委員会》、マサチューセッツ各地における姉妹委員会の設立程度であり、覚書と請願とにとどまるところ (より詳しくは Schlesinger, *ibid.*, pp. 60—61 参照)。

(19) *Annual Register*, 1765, p. 52.

(20) J. G. Palfrey, *A Compendious History of New England*, 1873, vol. IV, p. 391. シタマンガーも同書を引用してゐるが (Schlesinger, *ibid.*, p. 77) この書簡の作者をハッチソンで

あつたと誤解してゐる。

(21) (23) Cf. Schlesinger, *ibid.*, pp. 71, 72.

(22) *Dictionary of American Biography* (以下 D. A. B. と略す), XV; J. C. Miller, *Origins of the American Revolution*, 1943, p. 134.

(24) D. A. B., I; J. C. Miller, *ibid.*, p. 131.

(25) 商人はロバート・モリス、チャールズ・トムソン、アーチバルド・マンコール、ジョン・コックス、ウィリアム・リチャーズ。弁護士はジェームズ・ティルガム、出版業者はウィリアム・ブラッドフォード (インシルヴェニア・ジャーナル紙の発行者)。Cf. Schlesinger, *ibid.*, p. 73.

(26) Tella Sellers, *Charleston Business on the Eve of the Revolution*, 1934, pp. 185—186.

(27) ニューヨーク市は優秀な港湾をもち、革命前から洋々たる前途を祝福されていた。たとえば一七六二年には四百七十七隻の船が五万三千九百ポンド・スターリングの輸出品、四十八万ポンドの輸入品を積んで港を往来したが、十年後には船舶数七百、輸出額八万二千七百ポンドに増加した (Banks, Jr., *ibid.*, p. 16)。

(28) ニューヨーク・サンズ・オヴ・リバティが活動の中心となつたのはアメリカ植民地全体における同市の地理的・経済的・軍事的重要性という点だけでなく、これと関連して急進的運動に明確な方向を与える指導力に富んでいたためでもある (人材輩

出)と云われる。(F. Morris, ed., *ibid.*, p. 270.)

- (29) 商人はジョセフ・アリコック、ジョン・ラム、アイザック・シアズ、エドワード・リート、フランシス・ルイス、アレクサンダー・マクドゥーガル、チャールズ・ニコル、ダニエル・フェミックス、ジョン・サーマン二世、マリヌス・ウイレット、ジャコブス・ヴァン・ザント。法律家はエガート・ペンソン、ジョン・スロス、ホバート、サミアム・リヴィングストン、ジョン・ホーリン・スロケット。大地主にして商人はレオナード・リスビナー。医者はトーマス・ヤング。民謡作家はエープラム・ブラッシャー。サーマン二世、ヴァン・ザント、リスビナー、ヤングおよびブラッシャーは指導者としてあまりめだたながしたが、熱心なメンバーであった(Cf. Morris, ed., *ibid.*, pp. 272—273)。アリコック、ラムおよびシアズがサンズ・オヴ・リバネマをひきうけて一揆を推進した点については、モントペールの日記から明らかである(前号二、参照)。

(30) Morris, ed., *ibid.*, p. 273.

(31) D. A. B., X, XVI, XII, XX; Morris, ed., *ibid.*, p. 273; Miller, *ibid.*, p. 301.

(32) Barck, Jr., *ibid.*, p. 14.

(33) Barck, Jr., *ibid.*, p. 23; D.A.B., XVII.

(34)(35) Cf. Schlesinger, *ibid.*, pp. 68, 69.

(36)(37) Cf. Miller, *ibid.*, p. 301. 特にミランシーはニューヨーク市近郊に在る彼の所有地内で狩猟することを許し、マンハッ

タン全体の自由な漁撈・狩猟を要求する市民に歓迎された。

(38) D. A. B., XI.

- (39) Becker, *ibid.*, p. 87より引用。ただし本書におけるリヴィングストンの言葉は、同じくベッカーが紹介した史料《ジェレミア・ウィンクラーフ》におけるウィンクラーフの言葉と同一である。リヴィングストンのごとき有名な人を藉りてドラマティックに表現する意味では有効であるが、ウィンクラーフとリヴィングストンは明らかに別人であるから厳密には正しくないのではなか( Cf. “Wynkoop,” in *Problems in American Civilization*, II, 1950, p. 46——以下 Wynkoop と略す)。

- (40) 草稿を書いた動機について、作者は次のように説明している。「わたしがあえてこれを書くのは昔の友情(ウィンクラーフとの)のためとか、ウィンクラーフ氏の弁明のためばかりでなく、紛争の諸時期(六三年から最後の決裂まで)の歴史に寄与せんがためである。なぜならウィンクラーフは……イギリスの圧制に対し諸邦に自由を維持せしめた点で、他の階層と同様また他の階層以上に貢献した富裕者層の最もよく代表者であつたからである」(Wynkoop, p. 41)。つまり作者によれば、ウィンクラーフのゆき方を探ねることは単に個人の生涯の探究ではなく、愛国的富裕者層の人間類型を理解することであつた。

- (41) 作者の言。「わたしは彼(ウィンクラーフ)の最も親しい友人であり、彼が直面した困難、彼の行動を決定した感情について、どの人よりもよく知つてゐるほど彼と親密であつた」

(Wynkoop, p. 41)。

(42) Wynkoop, pp. 15—16.

(43) Miller, *ibid.*, p. 300.

(44) それはニューヨークの特殊な政治的事情を反映するものであり、このことからただちに同地富裕者層の進歩的性情を推論してはならない。事實はむしろ逆である。ニューヨークではドランシー家の利害につらなる富裕者層(商人層)とリヴィングストン家にむすぶ富裕者層(大地主)とが相きつ抗した勢力をもつて議会の支配権を争い、そのためそれぞれが民衆の支持による自党の優越を期した。印紙条例通過当初における同地富裕者の態度はこういう内部抗争とも関連がある。彼らのなかには後に勤王派に転ずるものが多かつたが、大半はかつてサンプ・オヴ・リバティと関係をもつた点にニューヨーク富裕者の特色が見いだされる。より詳しくは Miller, *ibid.*, pp. 298 ff.

(45) Nettels, *ibid.*, p. 637.

(46) Becker, *ibid.*, p. 92.

(47) Barck, Jr., *ibid.*, p. 25. その数日後には四百人以上のメイラデルフィア商人が、十二月九日には二百五十人のボストン商人がホイロットを実施した。つづいてニューヨークランド商業諸都市がボストンの例にならった (Cf. Schlesinger, *ibid.*, pp. 78—80)。

(48) Barck, Jr., *ibid.*, p. 27.

(49) Abbott, *ibid.*, p. 34.

(50) Nettels, *ibid.*, p. 638.

(51) 印紙条例をめぐるイギリス議會および植民地議會へのニューヨーク住民の不满には、同地特有の事情もからんでいる。選挙制度について見るとマサチューセツツ、ペンシルヴェニア、コネティカットなどでは無記名投票がおこなわれていたが、ニューヨークでは“via voice”が仕来りであつた。こういう慣習が植民地議會に対する住民の不满を倍加した。

(52)(53)(54)(55) Wynkoop, p. 46.

(56) Wynkoop, pp. 56—58. 親子最後の別れは十六年五月三十日のニコラス家。訣別に關する作者の描写はきわめて悲壯であり劇的である。

(57)(58) Wynkoop, pp. 46, 47.

(59) Schlesinger, *ibid.*, p. 93.

(60) ほぼ同じ意味の言葉は六五年八月アダムズが生地マンロー出身の代議會議員に送つた書状“Instructions of the Town of Braintree to their Representatives”にも見られる。 Cf. Koch and Peden, eds., *Selected Writings of John and John Quincy Adams*, 1946, pp. 24—25; Becker, *ibid.*, pp. 91—92.

(61)(62) Koch and Peden, eds., ix.

(63) 裁判所判事にして大地主。印紙条例に強く反対し、それが実施される直前、他の植民地と対策を協議すべく組織されたニューヨーク通信委員会の委員長。印紙条例會議におうて國王の覺書起草した人としても知られる (D.A.B., XI)。

(64) 民衆と交わりながらも、民衆の過激な行動を抑えようとした大商人として名高き (D.A.B., V.)。

(65) Abbott, *ibid.*, p. 58.

(66) Cf. Schlesinger, *ibid.*, p. 92.

(67) いわゆる「マクドローガル事件」。一七七〇年のはじめニューヨーク代議会が軍隊宿營条例を受諾してイギリス軍に資材を提供、解散をまぬがれるべしとする決議をおこなったとき、正統サンズ・オヴ・リベティの指導者マクドローガルは匿名のパンフレットをおして極力これを非難したほか、代議会反対の民衆大会を提唱した。議会内に勢力をもつドラংশー派サンズ・オヴ・リベティは彼の言動に憤慨し、議会を動かしてマクドローガルを提訴、投獄した。この事件をめぐる保守派と急進派の相剋の影響は重大であり、ニューヨーク商人の変節によつて第二回不輸入協定を崩壊させる一因となつてゐる (Cf. Miller, *ibid.*, p. 304ff.)。

(68) 一七七七年および七九年の土地法によつてジェームズ・ドラংশーがニューヨーク市にもつていた不動産 (今日の下イースト・サイド) は没収、千九百二十区に分けられ、二百七十六人に与えられた。十万七千五百三十二ポンドというばく大な額の賠償 (Cf. B. Voshpe, *The Disposition of Loyalist Estates in the Southern District of the State of New York*, 1939, p. 29)。

その叔父オリヴァー (革命戦争中、千五百名の勳軍軍《ドラংশー部隊》を指揮してイギリス軍につくす) も十万ポンドの土

地財産を没収され (Voshpe, *ibid.*, p. 37)、革命によつて《ドラংশー家》は大打撃をうけた (なお D.A.B., V 参照)。

(69)(70) Morris, ed., *ibid.*, p. 278.

(71)(72) *Monteser Journal*, Cf. Abbott, *ibid.*, pp. 63—64.

(73) ただしこの組織の詳かな内情は史料的に明らかでない。

(74) 本書の意図は次の諸点にある。アメリカ革命運動に關する近時の研究では、植民地内の社会闘争が一つの中心課題となつてゐる。この場合、独立戦争前に農民暴動の中心地であつたハドソン溪谷諸地方が、特にわれわれの関心を惹く。従来この種の問題については多少の研究がなされたが、それらはいずれも不十分である。たとえば土地分配の不公平且つ詐欺的性格、土地制度に附隨して起つた法的諸事件、社会不満との關係から見た土地政策を適當にとり扱つた人はない。また地主と小作農民との關係およびニューヨークの政治における地主の支配という問題も、それほどの関心を惹かなかつた。小作農および移住民による個々の暴動についても、卓越した研究は出ていない。それらをいささかでも解明しようとするのが要点である、と (Yeface)。その後若干の史家たちの諸研究によつて、マーク氏が不十分のままにのこしておいた諸点も次第に明らかとなつたが、原史料を豊富に駆使しきわめて精力的に追究した詳細な研究という点において本書の価値は今日なお高い。

(75) Mark, *ibid.*, Introduction.

(76) 十八世紀ニューヨークにおける最初の重大な農民暴動が一

七一年五月ドイツ移民のファルツ人によつて起きたこと、彼らの不満の原因がおびただしく高い渡航費、上陸の準備としてナッテン島における野宿(死者続出)、約束の土地(Scholarie)へつれてゆかれなかつた点にあること、したがつて移住当初から不満が堆積していったことによつては Mark, *ibid.*, Chap. IV 参照。

(77) 革命戦争前には、たとえ農民暴動が起つても結局は地主が制勝し、土地制度の改革に大して見るべきものはなかつたが (Cf. Mark, *ibid.*, p. 203) ウェストチェスター郡では若干の改革がおこなわれた (Mark, *ibid.*, pp. 160, 201—202)。それゆゑウェストチェスターに関するかぎり、勤王派大地主の土地の小農民への分与は革命戦争前からはじまつていた動きの延長であつて、F・ジェームソンが画的にいうような、革命戦争に附随しておこなわれたものではない。

(78) 賄賂や親族・友人への優先などによる知事および一般官吏の不公平な土地譲渡については Mark, *ibid.*, Chap. I 参照。大地主個々の場合についても言及されている (pp. 32—37)。(下段表参照)

(79) 知事コルデン一人で九十六万五千五百エーカーを譲渡した。彼はグリーン・マウンテン地域の譲渡で三万百七十一ドル八一セントの手数料を得た(千エーカーにつき三十一ドル二十五セントの手数料)。他の知事たちによる手数料を合わせて六万六千百十二ドル七十四セント。そのほか一般官吏による土地譲

いわる「印紙条例一撥」によつて(下)(今津)

農民暴動に関係のある大土地譲渡

被譲渡者	面積(エーカー)	譲渡の年
(ウェストチェスター)		
ステファヌス・ヴァン・コートラント	86.000	1697
フレデリック・フィリップス	156.000	1680/93
(ダッチズ)		
アドルフ・フィリップス	205.000	1697
(オルバニイ)		
ロバート・リヴィングストン	160.000	1686
キリエーン・ヴァン・レンセレル	1.000.000 *	1630/37 1685
エドワード・コリンズ他	12.000	1739
(ニュー・ハンプシャー譲渡地域)		
ゴッドフリダス・デリウス	537.600	1696
フィリップ・スキーン	25.000	1765
ゴールズブロウ・バンヤー	150.800	1765/76
サミュエル・アヴァリ	53.200	〃
ジェームズ・デュエーン	52.000	〃
ダンモア伯	51.000	〃
ウィリアム・トリオン	32.000	〃
ウィリアム・コックバーン	30.070	〃

\* 最大長径は東西48マイル、南北40マイル (Mark, *ibid.*, p. 21)

渡を入れれば、手数料は全体で十二万四千八百二十ドル九十九セントの巨額となる (Mark, *ibid.*, pp. 32—47)。それらの土地に対しニューヨーク市に住む七十六人(大半は法律家、商人、

土地投機業者)が六十万百ニーカー、うち十九人が五十万ニーカーを、さらにそのうち八人が三十七万六千ニーカー(三分の一)を請求・獲得したが(Mark, *ibid.*, p. 22)、「他方たとえば六五年ヴァン・レンセレルの請求した土地が十七万ニーカーであつたに反し、彼の近所の人たち多数で二万三千ニーカーを得たにすぎない(Mark, *ibid.*, p. 37)。

(80) 以下 Mark, *ibid.*, Chap. V 参照。

(81) ウェストチエスター農民暴動の指導者ブレンドンガスト自身が反抗的農民を「われわれサンズ・オヴ・リバティ」と呼んだといわれ(Mark, *ibid.*, p. 138)。

(82) Cf. Mark, *ibid.*, p. 135.

(83) ジョン・ワッツ(ニューヨーク最高裁判所判事)がイギリス政府に送いた報告。Cf. Mark, *ibid.*, p. 13.

(84) Mark, *ibid.*, pp. 158—159.

(85) その七人とはジョン・ワッツ、ウイリアム・ウァルトン(William Walton)、オリヴァー・ドランシー、ジョゼフ・リー(Joseph Reade)、ウイリアム・スミス、ホイットマン・ヒックス(Whitehead Hicks)、ジョン・モーリン・スロウ。Cf. Mark, *ibid.*, p. 145. 判事 R・R リヴィングストンもオブザーヴァーとしてその場に居合わせた。

(86) R・R・リヴィングストンおよびウイリアム・スミスはオルバニ大地主 R・リヴィングストンと直接的利害関係をもつ農民暴動に反感をもつた。Cf. Mark, *ibid.*, p. 145.

(87) Morris, *ed.*, *ibid.*, p. 279; Mark, *ibid.*, p. 148. 5月と6月五年十一月末から翌年二月上旬までのあいだのことである。

(88) Morris, *ed.*, *ibid.*, p. 279; Morris, *ibid.*, p. 163. 因みにニューヨーク市サンズ・オヴ・リバティは勅任知事やその追従者に反抗するという点で、近郊の農民と協力すべき理由をもつたにかかわらず——事実六五年十一月一日の大デモに両者は協力したが——、その後は農民に協力しようとしなかつた(Mark, *ibid.*, p. 138)。このことは農民暴動にとつてはなほ不利であり、それが失敗する一因となつた(Morris, *ed.*, *ibid.*, p. 279; Morris, *ibid.*, p. 163)。これに反しモートンラング諸市サンズ・オヴ・リバティははじめから農民との提携を意図し、印紙条例への反抗を農村へ宣伝することに努め且つ成功した(Morris, *ibid.*, p. 169)。むしろこううう相違が生じたかは改めて考察すべき問題である。

(89) Mark, *ibid.*, pp. 149—150; Morris, *ibid.*, p. 169.

(90) Adams, *ibid.*, p. 326.

(91) D.A.B., XIII; Schlesinger, *ibid.*, p. 92.

(92) Schlesinger, *ibid.*, p. 92; D.A.B., VII. 各書にモータンに於ける保守主義と急進主義との相剋について、六五年十一月八日ペンシヤミン・ラッシュはニューヨークの出版業者ハザード(Hazard)宛て書簡で次のようにいつてゐる。  
Philadelphia is cursed with a set of men who seem resolved to counteract all our efforts against the Stamp Act, and are daily

endeavouring to suppress the spirit of liberty among us. You know I mean the Quakers…… Your connexions in New York seem to terrify them a little, and some of them begin to dread poor Major James' fate. Strange ! that men can be so infatuated as to use their endeavors to accomplish their own ruin" (Butterfield, ed., Letters of Benjamin Rush, 1951, I, p. 18)

(83) Schlesinger, *ibid.*, p. 92.

(84) Miller, *ibid.*, p. 145.

(85) D.A.B., IX.

(86) Wynkoop, p. 48.

(87) Cf. Becker, *ibid.*, p. 92.

(88) Wynkoop, p. 48.

(89) Becker, *ibid.*, pp. 82—83.

(100) マッカーは当時の急進派に同調するかのごとくインガールを批判して、同胞を奴隷化するにむきまビジネスから利益を得ようとした人たちの一人としてゐる (Becker, *ibid.*, p. 72)。また概して彼はオリヴァーやナンチンソンなどを民主的マヌをかけた人間としてとり扱い、批判的態度が強い (Cf. Becker, *ibid.*, pp. 83, 165—174)。これに対し J. T. アダムスは「インガールが印紙売捌人を望んだ動機についてむしろ同情的観方をしている。本国にあつてインガールは極力印紙条例に反対した。そして全力をつくして敗れたのち、はじめてフランクリンの助言を容れ、その地位をひき受けた。それは英本国から

つわゆる「印紙条例一撥」にうつつて (下) (今津)

の官職漁り連中に植民地でのポストを与えるよりも、植民地人自身にポストを与える好機と考へたからである。だからロネイカットへ歸つて民衆の攻撃をうけたとき、彼は意外に思つたと (Adams, *ibid.*, p. 324)。当時本国人も植民地の著名人も印紙条例のもたらす結果の重大性を予見しえなかつたとするものが、今日の常識である。

(101) モレーヌ教授はサンズ・オウ・リバティが従来の秘密性を放棄しその意図を公表したのは組織力が強大になつたことによると簡単に片すけている (Morris, ed., *ibid.*, p. 271)。しかし問題はそれだけでなく、ひとしく印紙条例に反抗しながら同時に愛国保守派との対決を明確にしなければならなかつた点にも理由がある。

(102) Becker, *ibid.*, p. 95.

(103) (104) Miller, *ibid.*, pp. 145, 146.

(105) Adams, *ibid.*, p. 335.

(106) Miller, *ibid.*, p. 145.

(107) Becker, *ibid.*, pp. 147—148 ; Abbott, *ibid.*, pp. 91—92.

(108) Wynkoop, pp. 49—50.

(109) Miller, *ibid.*, pp. 315—317. なお『ウィンクープ』の作者は次のように伝えている。「七一年、七二年は静かな年であつた……われわれはすべて次のような確信を培つた。つまりイギ

リスとの紛争は決定的に解決したと」(Wynkoop, p. 50)。事実、当時の「Annual Register」には植民地のことはほとんど触れられていない。

(110) 植民地における景気の上昇——社会不安を緩和する一因——と第二回不輸入協定の崩壊とが機を一つしてゐることは注目すべき(より詳しくは C.W. Wright, Economic History of the United States, 1949, pp. 163—164 参照)。

(111) Mark, *ibid.*, pp. 158, 208—206.

(112) Natta's, *ibid.*, pp. 637—638.

(113) Miller, *ibid.*, pp. 304—306.

(114) Barch, Jr., *ibid.*, Chap. I.

(115) Barch, Jr., *ibid.*, p. 31.

(116) それゆえバルック二世は印紙条例やタウンゼンド条例に対するサンズ・オヴ・リバティの活動およびマクドローガル事件を、「革命史になにもをも附加するものでなく」「単なる小さい闘争であり……より大きな闘争にかくれて無意味なものになつてしまふ」とする(Barch, Jr. *ibid.*, p. 28 note)。マッカーやミラーなどと或る程度共通したニュアンスをもちながら、このようにいう以上は当然彼らとも見解を異にする(マッカーもミラ

ーも、革命戦争をそれ以前の反抗運動の集積として連続的に捉える)。要するにバルック二世は独立戦争の時期の研究に急であつて、それへの重要な序曲を等閑視しすぎた嫌いがある。

(附記) 印紙条例をめぐる騒擾については Helen M. and Edmund S. Morgan, "The Stamp Act Crisis" (1955) という近著があるが、本稿はそれ以前に作成され、筆者はまだ同著に接していない。いずれ示唆を得たいと思つてゐる。

なお本稿は昭和二十六年度文部省科学研究費の補助による研究成果を若干補つたものである。

### 史学研究会例会

日時 十二月四日(土)午後一時

場所 京都大学楽友会館(市電近衛通下車)

講師並に演題

両管における兵戸について

川 勝 義 雄 氏

賀茂社と賀茂郷

柴 田 実 氏